

審査基準書

1 基本事項

この審査基準書は、香取市小中学校等跡地活用事業に係る事業者を選定するために必要な審査基準を定めるものである。

審査は、香取市小中学校等跡地活用事業者選定審査会（以下「審査会」という。）において行う。

2 評価項目及び配点

提案内容の審査は、次の評価項目について別表 1 に示す審査（評価）基準に従い評価する。

- （1）利活用に関する基本理念・方針
- （2）提案事業の実現性
- （3）地域社会との協調・貢献
- （4）借受希望価格

3 評価点の算出

評価点の算出は、別表 1 に示す審査（評価）基準及び配点に基づき、審査会の各委員が点数評価したものを合計する。

4 優先交渉権者の選定

最も評価点が高い者を優先交渉権者として選定する。なお、最高点の者が複数あった場合には、審査会の協議により、優先交渉権者を選定する。

ただし、最高得点者であっても、満点の 6 割の評価点を超えない場合は、優先交渉権者を選定しない。

別表1 審査（評価）基準

評価項目		配点
（１）利活用に関する基本理念・方針		３０
①	事業の趣旨（コンセプト）、テーマに将来性・魅力が感じられるか。	６
②	事業への熱意が感じられ、説得力のある事業提案であるか。	６
③	学校施設（土地・建物）が有効に活用されているか。	６
④	事業内容は、市及び地域にとって有益なものであるか。	６
⑤	災害時や選挙時等における施設開放（行政利用）に対する考え方。	６
（２）提案事業の実現性		３０
⑥	事業開始までの準備スケジュール、資金計画、改修計画等について、十分検討されており、確実性が高いものとなっているか。また、関係法令等の確認は十分か。	１０
⑦	事業運営体制、事業計画に無理がなく、継続的な運営が可能であるか。	１０
⑧	安定的な事業運営をしていくための収支計画について、十分検討されており、実現可能なものとなっているか。	１０
（３）地域社会との協調・貢献		３０
⑨	地域貢献に対する考え方が提案され、地域との協調（交流や連携）に意欲的な提案がされているか。また、具体性・実現性があるか。	１０
⑩	地域等への施設開放に対する考え方。（地域活動、スポーツ開放等）	１０
⑪	周辺環境に十分配慮された事業であるか。また、想定されるリスク（騒音や振動、苦情）に対し、適切に対応できるか。	１０
（４）借受希望価格		１０
⑫	借受希望価格	１０